

東久留米市公式動画チャンネル運用方針

令和 2 年 10 月 2 日

YouTube を通した情報発信にあたり、利用者に誤解や混乱を生まないう、東久留米市が運営する公式動画チャンネルの運用方針を以下のとおり定めます。なお、運用にあたっては、経済産業省、内閣官房、総務省共同発表の「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」及び、内閣官房情報セキュリティセンター発表の「政府機関におけるソーシャルメディアの利用に係る情報セキュリティ対策等について（注意喚起）」に基づきます。

1. 目的

この運用方針は、市公式動画チャンネルの運用に関する事項を定めることを目的とします。

2. 基本方針

市では、市の取り組みやイベントなどの行政情報のほか、緊急時の迅速な情報提供に活用するため、市公式 YouTube アカウントを取得し、情報発信を行います。

3. 公式動画チャンネル

表示名 東久留米市公式動画チャンネル

公式動画チャンネル URL <https://youtube.com/channel/UC04ieubr0-knXxuvPguqTQg>

4. 公式動画チャンネル運営者・投稿者

運営者 秘書広報課

投稿者 秘書広報課職員

5. 運用方法

(1) 発信内容

ア 市または市の指定管理者が実施する事業・イベント等

イ 秘書広報課から何らかの手段で市民等に情報提供したもの

ウ その他秘書広報課長が適当と認めるもの

(2) 発信時間

原則として勤務時間内（平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）に、投稿者が必要に応じて不定期に投稿します。なお、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

(3) 発信する上での留意点

ア 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）をはじめとする関係法令および市職員の服務や情報の取扱いに関する規程等を厳守します。

イ 市民等に誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信に努めます。

ウ 信頼性が確保できない情報や、重要施策の意思形成過程の情報は発信しません。

(4) 他のアカウントへのコメント等

公式動画チャンネルでは情報発信のみを行うものとし、他のアカウントに対しコメントや

コメントに対する回答は原則として行わないものとします。ただし、行政機関、公共的機関等については、市民の利便に供する情報と判断した場合は必要に応じて行うこともあります。

(5) なりすましへの対応

秘書広報課は、市の公式動画チャンネルのアカウント情報を市ホームページに掲載し、なりすましでないことを明示します。また、なりすましを発見した場合は、市ホームページにおいて情報を発信し、なりすまし等が存在することへの注意喚起を行います。

6. 免責事項

(1) 市は、公式動画チャンネルの掲載情報を用いて行う一切の行為について、一切の責任を負いません。

(2) 市は、この運用方針を予告なく変更する場合があります。

7. 投稿手順

(1) 秘書広報課が投稿する場合

ア 秘書広報課は、投稿する動画を作成し、秘書広報課長の確認を得て市の公式動画チャンネルで投稿します。

イ 投稿後、秘書広報課は事務用のパソコン等で投稿内容の確認をし、修正や追加がある場合は、即時に対応を行います。

(2) 所管課からの依頼で投稿する場合

ア 所管課は、投稿する動画を作成し、秘書広報課に提出します。

イ 秘書広報課は、動画の内容を確認し、市の公式動画チャンネルに投稿します。

ウ 投稿後、所管課は事務用パソコン等で投稿内容の確認をする。修正や追加がある場合は、即時に秘書広報課へ連絡します。

8. 著作権等

(1) 公式動画チャンネルに掲載されているすべての情報（画像、音声、テキスト等）の知的財産権は、市や正当な権利を有する者に帰属します。

(2) 私的使用のための複製や引用など、著作権法で認められた場合を除き、無断で複製、転用することはできません。

9. 意思決定

情報発信については、原則として、所属長の決定を必要とします。

附 則

この方針は、令和2年10月2日から施行する。